

平成25年度長崎地方裁判所委員会（第2回）議事概要

日 時 平成26年2月28日（金）午後3時00分～午後5時00分

場 所 長崎地方裁判所大会議室

出席者

（委員）石井精二，江口とし子（委員長），大橋絵理，黒岩秀文，波多野徹，原口憲二，藤野晃俊，宮本聡（五十音順，敬称略）

（説明者）向裁判官，御手洗民事訟廷管理官

（事務担当者）伊藤事務局長，請園民事首席書記官，東刑事首席書記官，摩尼総務課長

議事要領

第1 開会

第2 所長あいさつ

第3 新委員紹介

第4 委員長選任

委員長に，江口委員（長崎地方裁判所長）を選出した。

第5 議事

1 DVD「配偶者からの暴力の根絶をめざして」視聴

2 「DV事件の概要と事件数の推移」について説明（御手洗民事訟廷管理官）

3 「DV事件の審理の現状」について説明（向裁判官）

4 模擬審尋見学

5 意見交換

（以下，発言者は，□：委員長，○：委員，■：説明者と表示）

○ DV事件で，相手方が暴力を否認した場合はどう判断するのか。

■ 実際にDV事件を担当しているが，長崎では相手方が暴行を認めるケースが非常に多い。20数件担当したが，その中で否認したケースは1件だけだ

った。その場合、審尋で直接話を聞くなどして、警察に相談した内容と裁判所での主張が一環しているか、どちらの言い分が信用できるかなどを検討している。

- 弁護士の感覚からすると、否認事件が少ないということに驚いた。離婚問題に絡み、夫からの暴力について相談をされることがあるが、ほとんどの場合は相手方が否認する。また、暴力を振るっていないのに保護命令を出されたとして、非常に憤慨して相談に来る人もいる。弁護士の前で話すときと裁判官の前で話をするときとは態度が違うのかとも感じる。この種の事件では、ある意味、加害者側も社会的な被害者だと思うので、被害者を救済した後は、加害者に対するケアも必要なのではないかと思う。
- 暴力の原因については、加害者の生い立ちなどから考えないと、本当の原因は解明できないという気がする。
- 市役所に対しても、DVやストーカーの相談があるが、加害者側に話を聞くと、単なるけんかなのだから大袈裟にしないでくれと言われる。しかし、被害者側からすると、暴力は暴力だと思うので、その点に関して、警察は第三者と連携して対応したり、保護命令を申し立てるよう積極的に指導するなどの対応はしているのか。
- 検察庁も警察も手続教示をするなどきちんと対応しているが、この種の事件は、被害者自身が警察への通報や起訴、保護命令の申立てを求めないことが多いという特徴があり、今回視聴したDVDのような理想的な流れにならないことが多い。
- 裁判所は中立の立場を維持する必要があるが、年に一回、長崎県が開催する「県南地区女性相談関係機関意見交換会」に参加して、警察やこども・女性・障害者支援センターの担当者、市町村の福祉の窓口担当者、司法関係者などと意見交換をして情報を共有している。その中で、公訴提起に関する要望が出たことはない。

- 申立人を審尋した印象では、離婚する決意ができていないと、警察への被害届も保護命令の申立てもできないというのが実情のようだ。
- DVに関して思うことが二点ほどある。まず一点目は、女性の経済的な自立の問題である。私の知り合いにも、夫から暴力を受けている女性がいるが、離婚に踏み切れずにいる。その理由は、子どもの教育費などの経済的な問題だと聞いているので、経済的な自立は大切な問題だと思う。二点目は、以前、十八、九歳の女子大学生に対して、デートDVについてのアンケートを実施し、交際相手からの暴力や異常な束縛などの経験があるかと質問したところ、意外なことに、一割から二割の女子学生が被害にあっていることが分かった。10代のころから既にDVめいたことが始まっていると分かったので、小さいときからDVは犯罪なのだと教えるべきだと思う。
- 相手方の言い分を聞くと、感情的になったときに男が手を挙げるのはしょうがないという考え方が意外と多い。そのような考え方があると、DVはなくならないと思うので、学校教育などでも啓発をやる必要があると感じる。
- 子どもを虐待する母親の刑事事件では、母親自身も親から虐待を受けていたというケースがある。暴力に対して肯定的な環境で育つと、自身も暴力を振るうという暴力の連鎖はあると思う。DVにも同様のことが言えるのかもしれない。
- 裁判所では、広報テーマとして保護命令手続を取り上げ、各自治体を通じて広報活動をしたことがある。弁護士会でも、DV事件に取り組んだ例があればご紹介いただきたい。
- 弁護士会にDVの専門委員会はないが、関連している委員会のテーマの一つとしてDV事件を取り上げたことがある。具体的には、「両性の平等に関する委員会」と「犯罪被害者支援委員会」の中で、外部講師としてDV防止長崎代表の中田慶子氏を招き、弁護士会会員27人、司法修習生7人、犯罪被害者支援センター相談員2人が参加して、DVの中でも、特にDVが母親

や子どもに与える影響について勉強会をしたと聞いている。

□ 裁判所では、DV事件の被害者情報の秘匿には非常に気を遣ってる。申立書の申立人住所の記載についてはもとより、他の書類についても、記録を見たときに住所が判明しないよう気を付けている。

■ 診断書や学校等から住所が推認されることもあるし、長崎で申し立てをすることで、申立人が長崎に住んでいることが明らかになってしまう場合もある。そこで、例えば福岡で夫婦生活をしていたにも関わらず、長崎で申し立てをするような場合には、受付の際に、相手方住所地でも申し立てができることを教示して、申立人の意向を確認している。また、診断書についても、病院名が知れることで不都合はないか申立人に確認するなどしている。

□ 裁判所では、保護命令事件で得た秘匿情報の取り扱いのノウハウを、他の事件でもいかしていくよう、今後も職員全体で取り組んでいきたいと考えている。

## 第6 次回期日及び協議テーマについて

### 1 次回期日

平成26年9月26日（金）午後1時から午後3時まで

### 2 次回協議テーマ

「裁判所の防災対策について」